

# 第4号議案説明資料

## 信用事業規程変更理由書（案）

以下の理由により、信用事業規程の一部について所要の変更を行う。

(1) 休眠預金等に係る預金保険機構からの業務受託

休眠預金等活用法が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、同法第10条の規定により、預金保険機構からの委託を受けて組合は休眠預金等代替金の預金者等への支払業務が行えることとなったため、当該業務について規定の追加を行う。

(2) 員外貸出にかかる「地区内に事業所があること」の要件の追加

員外貸出先の要件として「地区内に事務所があること」が要件となっているが、員外の法人においては、（主たる）事務所は特定の地区にしか置かず、他の地区には当該法人の営業拠点のみを置く場合が多いことから、営業拠点である「事業所」が組合の地区内にあれば貸付ができるよう変更を行う。

(3) 員外貸出にかかる「小規模」事業者の定義の見直し

員外貸出にかかる事業者の範囲については、「小規模」と規定していたが、農業法人等の取引先の規模拡大等を踏まえ「中小規模」に変更する。

(4) その他

他金融機関等の信託業務等の取り次ぎを想定し、業務の代理に「媒介」を追加する。

## 信用事業規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1 事業の種類	第1 事業の種類
1～7 (略)	1～7 (略)
8 <u>次に掲げる者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。）</u>	8 次に掲げる者の業務の代理
イ～ロ (略)	イ～ロ (略)
ハ <u>その他信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定める者</u>	ハ <u>その他法令の規定に基づき業務の代理を行える者であって、信用事業方法書（金融機関等の業務代理）に定める者</u>
9～16 (略)	9～16 (略)
17 <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u>	
第2 事業の実施方法	第2 事業の実施方法
1 (略)	1 (略)
2 資金の貸付け及び手形の割引	2 資金の貸付け及び手形の割引

新 条 文	現 行 条 文
<p>(1) 事業の範囲  イ～へ (略)  ト この組合の地区内に住所又は事務所若しくは事業所を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引（前各号に掲げるものを除く。）  (イ) (略)  (ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う中小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。）  (ハ) 組合員と生計を一にする中小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている中小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。）  (ニ) (略)  チ～リ (略)  (2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 事業の範囲  イ～へ (略)  ト この組合の地区内に住所又は事務所を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引（前各号に掲げるものを除く。）  (イ) (略)  (ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。）  (ハ) 組合員と生計を一にする小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。）  (ニ) (略)  チ～リ (略)  (2)～(5) (略)</p>
<p>3 債務の保証</p>	<p>3 債務の保証</p>
<p>(1) 事業の範囲  イ～ハ (略)  ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証（ロからハまでに掲げるものを除く。）  (2)～(3) (略)  4～7 (略)</p>	<p>(1) 事業の範囲  イ～ハ (略)  ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証（イからハまでに掲げるものを除く。）  (2)～(3) (略)  4～7 (略)</p>
<p>8 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。）  <u>業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。</u>  9～16 (略)</p>	<p>8 業務の代理  <u>代理業務については、当該法人との契約に定めるところによる。</u>  9～16 (略)</p>
<p>17 <u>預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u>  <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	
<p>18 (略)  第3 (略)</p>	<p>17 (略)  第3 (略)</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>附則（平成 年 月 日）</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p>	

附帯決議

信用事業規程の一部変更につき、承認申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。